

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

令和8年1月23日に開催した中野区交通政策推進協議会運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類及び適用方法

- 一般乗合旅客自動車運送事業者発行のIC全線定期券、一日乗車券の適用路線とし、設定運賃を適用する。
- 障害者等割引運賃は身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保険福祉手帳の保持者及び介助者1名までに対し適用し、普通旅客運賃の半額とする。

2 運賃を適用する路線又は営業区域

- K05系統 白鷺せせらぎ公園～高円寺駅～白鷺せせらぎ公園
- K06系統 白鷺せせらぎ公園～高円寺駅～鷺ノ宮駅南～白鷺せせらぎ公園

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

上記 適用中

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

関東バス株式会社

令和8年1月23日

中野区交通政策推進協議会運賃協議部会